

第2期子ども・子育て支援事業計画（案）に対する回答 （前回会議からの計画変更点）

第2節 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第1条の目的、第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、町の最上位計画である「第5次川島町総合振興計画」（平成23年度～平成32年度）のうちの、子ども・子育て分野の各論を示す計画です。また、福祉分野の総合計画である「地域福祉計画」やその他福祉の個別計画、福祉以外の各分野の計画とも整合性を取り、策定されるものです。

また、本計画は平成27年3月に策定された「かわじま子育て応援プラン」の後継計画とします。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（目的）

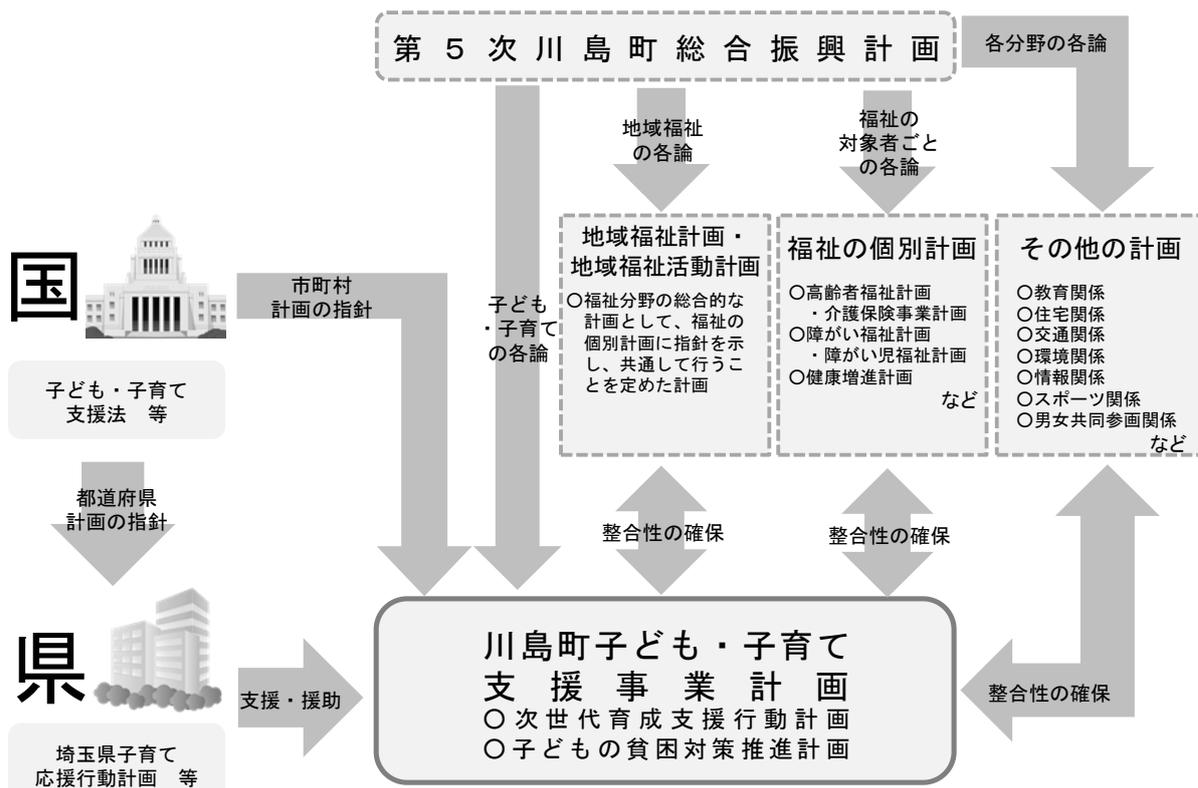
第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。



第5章 個別施策の展開

基本目標1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指すとともに、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図ります。また、子育て情報や子育て支援サービスについて、総合的でわかりやすい情報提供を図ります。

実施施策	所管課	概要・方向性
家庭的保育事業	子育て支援課	家庭的保育者の居宅などにおいて保育を行う事業です。現在町内には家庭保育室を行っている事業者はいませんが、保育を希望する場合には他市町村にある家庭保育室の情報提供を行っています。本事業の要綱などを整備し、事業の実施に努めます。 【事業例】 利用希望者に対し、情報提供を行います。また、町民が利用する家庭保育室に対し、補助金を交付します。
特定保育事業	子育て支援課	保護者がパートタイムで働いているなどの理由で、家庭での保育が一時的に困難である場合など、保育園入所の対象にならない児童を、週2、3日間、午前中のみ、午後のみといった柔軟な時間で保育を行う事業です。現在は、保育園での一時預かり事業で対応します。 【事業例】 一時預かり事業で対応します。
相談及び情報提供体制の充実	子育て支援課 健康福祉課	妊娠期から子育て期まで、切れ目のない総合相談窓口として「子育て世代包括支援センター」を設置し、さまざまな悩み、相談に対応しています。また、町のホームページ上に「子育て応援かわじま」を開設し、子育ての情報を提供しています。今後、さらに内容の充実を図ります。 【事業例】 かわみん子育て応援ナビを令和2年度よりアプリサービスへ変更することで、待ち受け画面に直接表示することが可能となり、受け忘れ防止、受診促進を強化します。

(7) ひとり親家庭などの自立支援の推進

関係機関との連携を図りながら、経済的自立を支援するために、職業訓練、就労促進のための情報提供、さらに親子の精神的負担の軽減を図るための相談体制の充実を図ります。

実施施策	所管課	概要・方向性
ひとり親家庭などの自立支援の推進	子育て支援課	母子及び寡婦福祉法や、母子家庭の母の就業に関する特別措置法の規定を踏まえ、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費、交通遺児手当の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度、保育園への優先入園など、生活の自立や就業支援を総合的に実施します。 【事業例】 児童扶養手当や母子父子寡婦福祉貸付金の案内・相談を実施します。また、保育園への優先入園や保育料の一部減免や放課後児童クラブ事業における一部補助を実施します。

(8) 障がい児施策の充実

「ノーマライゼーション」※¹の理念のもとに、障がいのある子どもたちに対する理解を促進し、健やかな成長のために、社会全体で障がい児やその家庭の生活を支援し、温かく見守る環境づくりを推進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
障がい児教育の充実	教育総務課	<p>障がいのある児童・生徒が、将来積極的に社会参加していけるように、障がいのない児童・生徒と活動とともにする交流教育の充実を図ります。また、小学校、中学校にとどまらず、私立幼稚園、特別支援学校などの連携や交流を図るとともに、高齢者などとの交流の機会を設けます。さらにLD（学習障害）や、ADHD（注意欠陥多動性障害）などの児童・生徒は、専門医や専門機関との連携や指導を受けることができるような相談体制を確立します。</p> <p>【事業例】 町内に住む特別支援学級に通う児童・生徒が地元の小中学校へ定期的に通う支援籍学習を実施します。また、川島ひばりが丘特別支援学校との交流教室を実施します。</p>
乳幼児健康診査の推進・障がい児施策の連携	健康福祉課	<p>保育園や幼稚園など関係機関との課題の共有化や、支援の統一が図れるよう障がい児支援のネットワークを確立します。障がいを早期に発見し、適切な支援を行うために、乳幼児健康診査の充実と従事専門職のスキルアップを図ります。各々に適した支援を行うための「発達相談」及び保護者の不安解消や子どもの発達を促すことなどを目的とした「発達支援教室」の充実に努めます。</p> <p>【事業例】 発達相談、発達支援教室の実施や町内保育園及び幼稚園の訪問・情報共有を行います。</p>

※¹ ノーマライゼーション：本来は「正常化」、「日常化」を意味する言葉で、障がい者や高齢者など全ての人が、社会の一員として同等であり、当たり前な生活が送れるようにすること。

基本目標2 保護者並びに乳幼児などの心身の健康の確保及び推進

(1) 子どもや母親の健康の確保

人材を確保し、専門職（保健師、助産師、栄養士、心理士等）による個々に応じたきめ細かい相談・指導体制を強化し、受診率の向上と各事業のさらなる内容の充実を図り、育児不安の解消と母子の健康の確保に努めます。

実施施策	所管課	概要・方向性
乳幼児健康診査、新生児訪問などの充実	健康福祉課	<p>出産後、子育ての不安解消や健やかな子どもの成長を支援するために、新生児訪問などの充実を図ります。また、相談しやすい対応やスクリーニング精度を上げるため、スキルアップ研修などに参加し、専門職の質の向上を図ります。</p> <p>【事業例】 スキルアップ研修等に参加し、専門職員の質の向上により、相談対応・スクリーニング制度向上を図ります。</p>
乳幼児健康診査時の相談指導の実施	健康福祉課	<p>乳幼児健康診査でのスクリーニング体制や相談指導体制の充実のために、小児科医の配置及び専門職のマンパワーの充実を図るとともに、受診率の向上に努めます。さらに、健康診査後の個別支援の充実を図ります。</p> <p>【事業例】 小児科医の配置及び専門職のマンパワーの充実により、乳幼児健診・相談指導体制を強化します。</p>
出産・育児などに関する教育・相談の充実	健康福祉課	<p>安心して子どもを産み育てるために「マタニティ学級」、「乳幼児相談」など相談・教育体制の充実を図ります。出産にリスクを持つ妊婦の早期把握のために、母子健康手帳交付時に、母体の状況などの聴取、把握に努め、相談や訪問など、適切な支援を行います。</p> <p>【事業例】 「マタニティ学級」「乳幼児相談」「子育てサロン さくらんぼ」の実施、相談・訪問などの支援を行います。</p>
妊娠期からの継続した支援体制の整備	健康福祉課	<p>母子健康手帳交付時に妊婦から身体状況や精神状況を把握し、支援が必要な妊婦に対して個別相談などを行い、妊娠期からの子育て支援体制の充実に努めます。</p> <p>【事業例】 支援が必要な妊婦の早期発見・早期対応が可能となるよう、母子健康手帳交付時における妊婦の状況把握に努めます。</p>

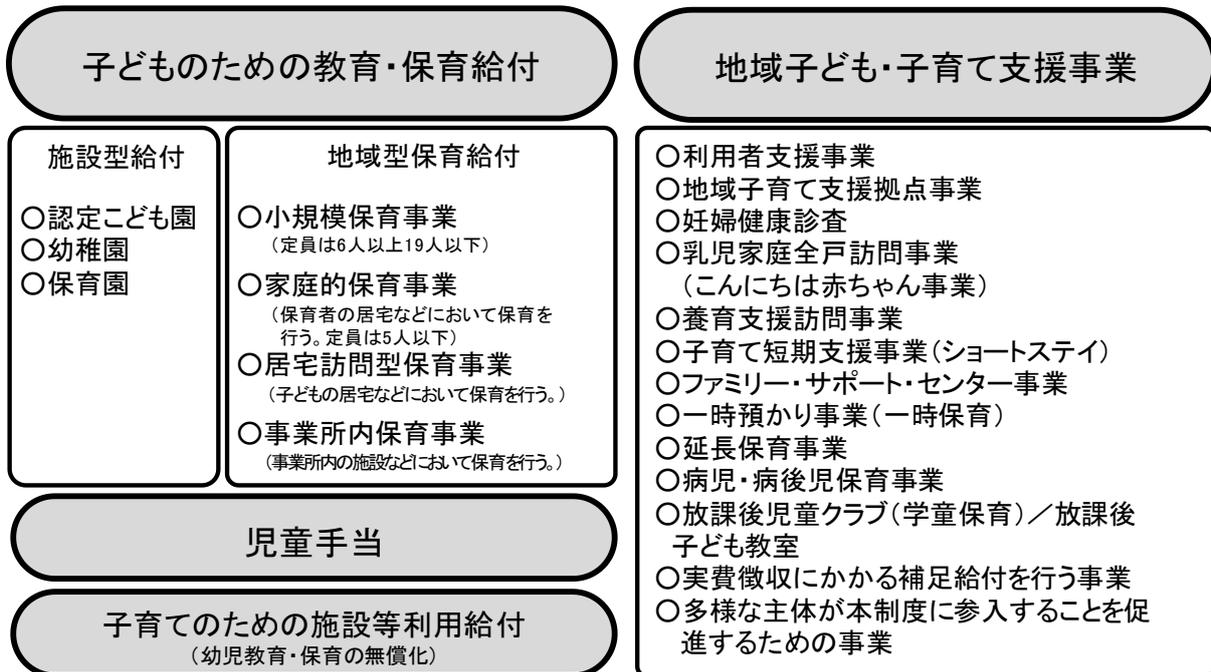
第2節 子ども・子育て支援制度に基づく内容

(1) 各事業の全体像

子ども・子育て支援新制度のもとでは、教育・保育を必要とする保護者から申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、教育・保育の必要性を認定した上で給付します。

給付については、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付である施設型給付、市町村が認可する小規模保育事業などへの給付である地域型保育給付により、地域の子育て支援事業の充実を図ります。

■子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業等の全体像



■認定区分と提供施設

		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども		3歳以上	3歳以上	3歳未満
		保育の必要性なし (幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり	保育の必要性あり
利用 可能 施設	認定こども園	●	●	●
	幼稚園	●		
	保育園		●	●
	地域型保育事業			●

第2節 計画の推進方策

本章では、国により目標値（量の見込み・確保方策）の策定が義務付けられている事業について、下記のとおり記載しています。

この目標値は、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用状況・利用希望を把握するために行ったニーズ調査の結果や、過去の実績から算出しています。

本町では、本計画の計画期間である令和2年度から令和6年度の5年間で、この目標値が達成できるよう、各種施策を推進していきます。

■各事業の目標値の見方

（例）

（単位：人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	207	187	191	190	178
②確保方策	幼稚園・認定こども園	280	280	280	280
	町外施設（町内在住）	25	25	25	25
②－①	98	118	114	115	127

○提供区域

目標値の設定に使用する区域（範囲）。本町では、町全体を1圏域として設定しています。

○単位

目標値に使用する単位。実人数か延べ人数については、量の見込みと確保方策でそれぞれ記載しています。

○量の見込み

町民の推計利用希望量（需要量）です。

○確保方策

量の見込みが叶えられるよう、町が実施・提供する体制・施策等の整備量（供給量）です。

